

聖籠町教育委員会告示第二号

聖籠町教育委員会における次世代育成支援特定事業主行動計画策定・実施委員会設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月七日

聖籠町教育委員会委員長 稲田 健一

聖籠町教育委員会における次世代育成支援特定事業主行動計画策定・実施委員会設置要綱等の一部を改正する告示

（聖籠町教育委員会における次世代育成支援特定事業主行動計画策定・実施委員会設置要綱の一部改正）

第一条 聖籠町教育委員会における次世代育成支援特定事業主行動計画策定・実施委員会設置要綱（平成十七年教委告示第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「学校教育課」を「子ども教育課」に改める。

（聖籠町学校給食主任会設置要綱の一部改正）

第二条 聖籠町学校給食主任会設置要綱（平成二十一年教委告示第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「学校教育課長」を「子ども教育課長」に改める。

第七条中「学校教育課」を「子ども教育課」に改める。

（聖籠町地域学校保健委員会設置要綱の一部改正）

第三条 聖籠町地域学校保健委員会設置要綱（平成十八年教委告示第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「学校教育課」を「子ども教育課」に改める。

（聖籠町立聖籠中学校通学バスの運行要綱の一部改正）

第四条 聖籠町立聖籠中学校通学バスの運行要綱（平成二十二年教委告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「学校教育課」を「子ども教育課」に改める。

（聖籠町中学生海外研修助成事業実施要綱の一部改正）
第五条 聖籠町中学生海外研修助成事業実施要綱（平成二十三年教委告示第一号）の一部を次のように改正する。
第十条中「学校教育課」を「子ども教育課」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。